



厚生労働省

大阪労働局

Press Release

平成29年1月18日
大阪労働局発表

大阪労働局労働基準部賃金課
電話 06-6949-6502

平成28年度大阪府最低賃金の履行確保について

(集中的な監督の実施)

大阪労働局（局長 苧谷秀信）管下13労働基準監督署では、平成29年2月（一部1,3月）に、最低賃金の履行確保を重点とする集中的な監督指導を実施します。

1 趣旨

大阪府最低賃金は平成28年10月1日から、時間額883円に引き上げられています。25円もの大幅な引上げ額であったことから、従来にも増して積極的に周知を図っているところです。

今般、金額引き上げ後3か月を経過していることを踏まえ、個別の事業場について、最低賃金額以上の賃金が支払われているかを、監督指導により確認するものです。

2 取組

- (1) 各種調査や過去の指導状況などから、特に最低賃金額未満であるおそれが高いと考えられる業種等の中小企業・小規模事業者を対象として、900事業場を目標に監督指導を実施します。本年度はその引上げの影響に鑑み対象を拡大しています。
- (2) 最低賃金法に違反すると認められた場合には是正勧告するとともに、遡及して差額を支払うよう指導します。指導に従わないなど悪質と認められる場合は送検手続を取ることもあります。

3 過去の取組状況等

【最低賃金履行確保に係る監督】

	平成 28 年 1-3 月	平成 27 年 1-3 月
大阪府最低賃金	時間額 858 円	時間額 838 円
実施事業場数	695 件	698 件
地域別最低賃金適用事業場数	681 件	696 件
同違反事業場数(違反率(※1))	122 件 (17.9%)	132 件 (19.0%)
特定最低賃金適用事業場数(※2)	14 件	2 件
同違反事業場数(違反率)	2 件 (14.3%)	0 件 (0%)

※1 違反率とは、監督を実施した事業場のうち、最低賃金未満の金額を約定賃金として支払っている事業場割合をいう。

なお、本監督は、一般的な調査とは異なり、2(1)に記載したとおり、特に最低賃金額未満であるおそれが高いと考えられる業種等の中小企業・小規模事業者を対象として実施しているものであるので、この違反率を事業場全体の中での違反事業者の割合と理解するのは誤りである。

※2 特定最低賃金とは各都道府県ごとに特定の産業に従事する労働者及び使用者に適用されるものをいう。

(参考)「影響率・未満率について」

影響率・未満率 (毎年6月1日現在)	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年
影響率	18.7%	14.0%	12.1%
未満率	5.5%	3.9%	3.6%

- 影響率・・・最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合のこと
- 未満率・・・最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合のこと

【最低賃金違反事業場における最低賃金に対する認識】

	平成 28 年 1-3 月	平成 27 年 1-3 月
適用される最低賃金額を知っていた	41 件 33.1%	54 件 40.9%
最低賃金額は知らないが適用されるのは知っている	72 件 58.1%	66 件 50.0%
最低賃金が適用されることは知らなかった	11 件 8.8%	12 件 9.1%

4 その他（参考事項）

当該監督の機会を捉えて、最低賃金額引上げに伴う影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援事業【業務改善助成金制度、大阪府最低賃金総合相談支援センター】について、利活用の促進を図ることとしている。

別添

- 大阪府内の最低賃金
- 業務改善助成金の拡充のご案内
- ワンストップ無料相談（大阪府最低賃金総合相談支援センター）
- 同（出張相談）

大阪府内の最低賃金

大阪府最低賃金	時間額(発効年月日)	適用の範囲
	883円 (平成28年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者

産 業	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
塗 料 製 造 業	912円 (平成28年11月4日)	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務 (1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方
鉄 鋼 業	908円 (平成28年11月30日)	
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	894円 (平成28年11月24日)	
自動車・同附属品製造	892円 (平成28年11月30日)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	885円 (平成28年11月30日)	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	885円 (平成28年11月30日)	
自動車小売業	884円 (平成28年11月30日)	

◎ 発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

◎ 裏面もご参照ください。

★経営・労務管理でお悩みの **中小企業等事業主の皆さまへ**
 詳細は裏面の「ワン・ストップ無料相談のお知らせ」をご覧ください！

大阪労働局

労働基準部賃金課	06-6949-6502	東大阪労働基準監督署	06-7713-2025
大阪中央労働基準監督署	06-7669-8726	岸和田労働基準監督署	072-498-1012
大阪南労働基準監督署	06-7688-5580	堺労働基準監督署	072-340-3829
天満労働基準監督署	06-7713-2003	羽曳野労働基準監督署	072-942-1308
大阪西労働基準監督署	06-7713-2021	北大阪労働基準監督署	072-391-5825
西野田労働基準監督署	06-7669-8787	泉大津労働基準監督署	0725-27-1211
淀川労働基準監督署	06-7668-0268	茨木労働基準監督署	072-604-5308

1

賃金は、実際に支払われる賃金から次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
- (3) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (4) 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

2

最低賃金額は時間額で定められていますので、時間給以外(月給など)で支払われている場合は、時間額に換算して最低賃金額と比較する必要があります。

賃金の支払われ方による最低賃金額との比較方法は次のとおりです。

- (1) 時間給制の場合 ▶ $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$
- (2) 日給制の場合 ▶ $\text{日給} \div \text{1日の平均所定労働時間(時間額に換算)} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$
- (3) 月給制の場合 ▶ $\text{月給} \div \text{1か月の平均所定労働時間(時間額に換算)} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$

3

最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法により無効となります。

4

最低賃金額未滿の賃金を支払った場合は、罰則が適用されます。

(注)地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。

最低賃金についてご不明の点がありましたら

大阪労働局労働基準部賃金課 または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

大阪労働局では最低賃金を含めた各種情報をホームページに掲載しています。

URL : <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。
生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。
詳しくは大阪労働局雇用環境・均等部企画課助成金第一係(電話06-6941-4630)または、下記の大阪府最低賃金総合相談支援センターまでお問い合わせください。

中小企業等事業主向けワン・ストップ無料相談

支援事業として、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業等事業主の皆様の経営課題や労務管理のご相談窓口を設けております。
ご相談の内容によっては、専門家の派遣も行っております。

大阪府最低賃金総合相談支援センター

〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館
TEL : 0120-939-248 FAX : 06-4800-8177

(平成28年11月)

業務改善助成金の拡充のご案内

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

業務改善助成金を大幅拡充しました

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 ^(※) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※))	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	(※)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

さらに大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場に対する助成措置として以下のコースも新設

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
90円以上	7/10 ^(※) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※))	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上	(※)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	200万円	

拡充前

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場

支給対象の費用なども拡充

- 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。
- 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- 助成率が加算になる、生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%を超えている場合等をいいます。

生産性指標 = $\frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{人件費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$

支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。 ※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。
※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要となる経費は対象外となります。

お問い合わせ先

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせ下さい（所在地、電話番号は下表のとおりです）

都道府県	所在地	電話番号	受託団体等名
北海道	札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル3階	0120-67-3110	北海道中小企業団体中央会
青森県	青森市青柳2丁目2-6	0800-800-8667	青森県労働基準協会
岩手県	盛岡市山王町1-1	0120-198-077	岩手県社会保険労務士会
宮城県	仙台市青葉区本町1丁目9-5 五城ビル4F	0120-750-573	宮城県社会保険労務士会
秋田県	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783	秋田県社会保険労務士会
山形県	山形市七日町三丁目1番9号	0800-800-9902	山形商工会議所
福島県	福島市御山字三本松19-3	0120-541-516	福島県社会保険労務士会
茨城県	茨城県水戸市泉町2-2-33	0800-800-4864	茨城県社会保険労務士会
栃木県	宇都宮市鶴田町3492-46	0120-48-5766	栃木県社会保険労務士会
群馬県	高崎市上大類町745-10	0120-028-242	群馬人事労務研究会
埼玉県	さいたま市浦和区仲町2-16-4 岩井ビル4FA号室	0120-310-394	埼玉県雇用開発協会
千葉県	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館305	0120-026-210	千葉県労働基準協会連合会
東京都	東京都千代田区二番町9-8	0120-311-615	東京労働基準協会連合会
神奈川県	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業2階	0120-641-020	けいしん神奈川
新潟県	新潟市中央区東大通2丁目3-26 プレイス新潟1F	0120-009-229	新潟県社会保険労務士会
富山県	富山市総曲輪2-1-3	0120-108-312	富山県中小企業団体中央会
石川県	金沢市玉鉾2-502 エーブル金沢ビル2階	0120-928-640	石川県社会保険労務士会
福井県	福井市二の宮3丁目30番11号	0120-747-770	(株)土蔵労働コンサルタント事務所
山梨県	甲府市飯田2-2-1 コラボしが21 6階	0120-610-882	山梨県中小企業団体中央会
長野県	長野市大字中御所字岡田131-10	0800-800-3028	長野県中小企業団体中央会
岐阜県	岐阜市藪田東2丁目-11-11	0120-55-4864	岐阜県社会保険労務士会
静岡県	静岡市葵区追手町44-1	0800-200-5451	静岡県中小企業団体中央会
愛知県	名古屋市熱田区三本松町3番9号	0120-868-604	愛知県社会保険労務士会
三重県	津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階	0120-331-266	三重県経営者協会
滋賀県	大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階	0120-012-128	滋賀県社会保険労務士会
京都府	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4階	0120-420-825	京都府中小企業団体中央会
大阪府	大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館	0120-939-248	大阪府社会保険労務士会
兵庫県	神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館3階	0120-340-580	兵庫県中小企業団体中央会
奈良県	奈良市西木辻町343-1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811	奈良県社会保険労務士会
和歌山県	和歌山市北出島1丁目5番46号 和歌山県労働1階	0120-731-715	和歌山県社会保険労務士協同組合
鳥取県	鳥取市富安1-152 田中ビル1号館4階	0800-200-0311	鳥取県社会保険労務士会
島根県	松江市母衣町55-4 島根県商工会館4階	0120-222-469	島根県経営者協会
岡山県	岡山市北区厚生町3-1-15	0800-200-8751	岡山商工会議所
広島県	広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル5階	0120-73-0610	広島県社会保険労務士会
山口県	山口市中央4丁目5番16号	0800-200-0186	山口県中小企業団体中央会
徳島県	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951	徳島県社会保険労務士会
香川県	高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5階	0800-888-4691	香川県経営者協会
愛媛県	松山市萱町4丁目6番地3 愛媛県社会保険労務士会内	0120-932-285	愛媛県社会保険労務士会
高知県	高知市棧橋通2丁目8番20号モリタビル2F	0120-321-116	高知県社会保険労務士会
福岡県	福岡市博多区博多東2-5-28 博多借成ビル301号	0120-946-617	福岡県社会保険労務士会
佐賀県	佐賀県佐賀市川原町8-27 平和会館1F	0120-603-946	佐賀県社会保険労務士会
長崎県	長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B	0120-460-468	長崎県社会保険労務士会
熊本県	熊本市中央区安政町8-16 村瀬海運ビル7階	0120-45-1124	熊本県社会保険労務士会
大分県	大分市金池町3丁目1番64号	0120-186-331	大分県中小企業団体中央会
宮崎県	宮崎市大和町83-2 鮫島ビル1階	0120-947-485	宮崎県社会保険労務士会
鹿児島県	鹿児島県鹿児島市新屋敷町16-16	0120-898-930	鹿児島県労働基準協会
沖縄県	沖縄県那覇市松山2-2-12	0120-420-780	沖縄県社会保険労務士会

申請先

業務改善助成金の申請・支給は、都道府県労働局で行っています。
申請する事業所が所在する地域の労働局の雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。

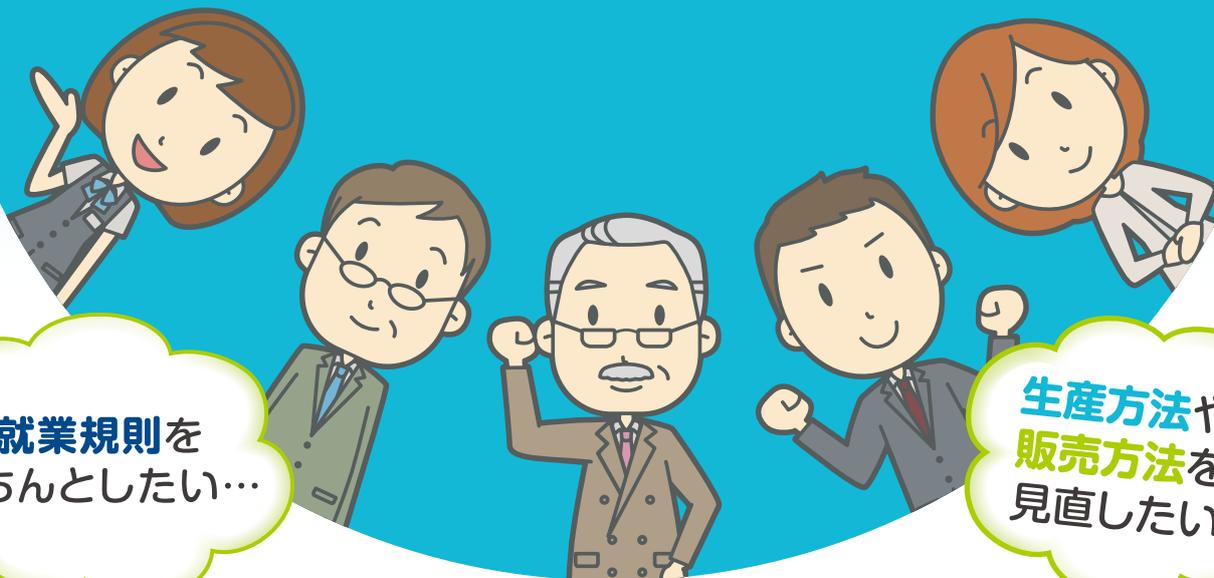
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

無料 相談

賃金制度、
人事制度を
見直したい…

経営・労務でお悩みの 中小企業の皆様へ

大阪府最低賃金総合相談支援センター



就業規則を
きちんとしたい…

生産方法や
販売方法
を見直したい…

最低賃金の引き上げの影響を受ける中小企業の皆様に、専門家である社会保険労務士がワンストップで対応する無料相談窓口を設けています。
お気軽にご相談ください。

まずは、お電話かメールでご相談ください。

☎ 電話

0120-939-248 (フリーダイヤル)

✉ メール

onestop@sr-osaka.jp

利用案内

開設時間

9:00～17:00 (年末年始、土・日・祝除く)
(第1～第4木曜日は19:00まで)

※祝日の場合は、他の日に変更します。
詳しくは、HPをご確認ください。

場所

大阪府社会保険労務士会館5F

※平成28年9月末まで、仮会館(天満橋SEビル)4Fに移転しています。

相談方法

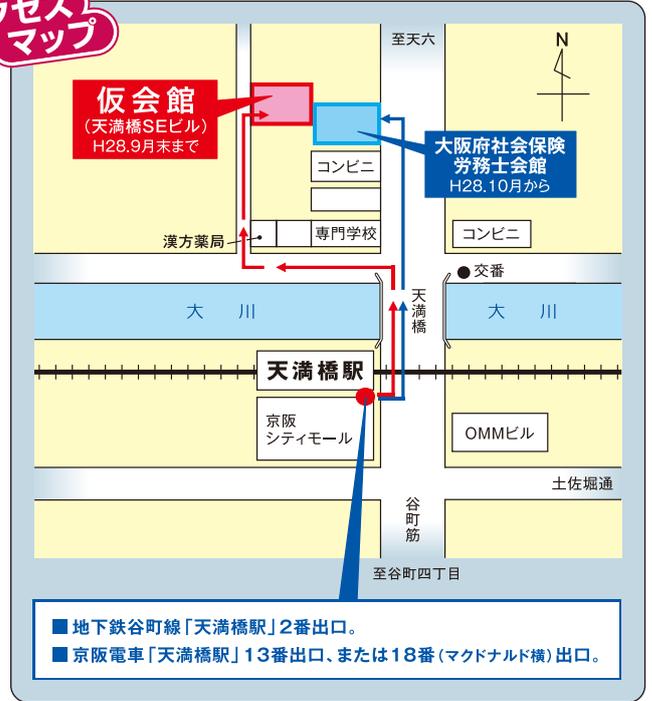
対面相談
電話相談
メール相談

専門家派遣による、
個別のきめ細かい
コンサルティングを
受けることもできます。

相談費用

無料

アクセス マップ



出張相談コーナー

遠方の中小企業の皆様の相談にお答えするため、
無料出張相談コーナーを設けています。

開設時間

第1～第4木曜日 9:00～17:00

※年末年始・祝日の場合は、他の日に変更します。
詳しくは、HPをご確認ください。



場所

堺経営者協会

堺市堺区北花田口町3-1-15
東洋ビル4F

相談方法

対面相談

ご予約は、「072-226-2611」まで
お電話ください。

アクセスマップ >>>



南海高野線「堺東駅」より徒歩3分

無料訪問相談 申込書

専門家による無料訪問相談を希望される場合は、下記をご記入の上FAX又はメールしてください。
折り返しご連絡させていただきます。

[FAX] 06-4800-8177

[Mail] onestop@sr-osaka.jp

貴社名	所属部署
ご担当者名	電話番号
ご住所	

お問い合わせ

大阪府最低賃金総合相談支援センター

大阪市北区天満2-1-30

TEL:0120-939-248 FAX:06-4800-8177

ホームページURL: <http://www.sr-osaka.jp/onestop/>



～専門家派遣・相談等支援事業 相談窓口開設日～

◆専門家派遣・相談等支援事業(最低賃金総合相談支援センター)：最低賃金制度の説明／賃金制度・労働時間の見直し等のご相談を電話及び来所により受け付けています。

①相談センター：【時間】午前9時～午後5時(原則第1～第4木曜のみ午後7時まで延長) 【場所】大阪府社会保険労務士会館5階 / 【電話相談】0120-939-248

平成29年1月

日	月	火	水	木	金	土
1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
休み	休み	休み	休み	9～19時 (堺)9～17時	9～17時	休み
8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
休み	休み	9～16時	9～17時	9～19時 (堺)9～17時	9～17時	休み
15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
休み	9～17時	9～17時	9～17時	9～19時 (堺)9～17時	9～17時	休み
22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
休み	9～17時	9～17時	9～17時	9～19時 (堺)9～17時	9～17時	休み
29日	30日	31日				
休み	9～17時	9～17時				

平成29年2月

日	月	火	水	木	金	土
			1日	2日	3日	4日
			9～17時	9～19時 (堺)9～17時	9～17時	休み
5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
休み	9～17時	9～17時	9～17時	9～19時 (堺)9～17時	9～17時	休み
12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
休み	9～17時	9～17時	9～17時	9～19時 (堺)9～17時	9～17時	休み
19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日
休み	9～17時	9～17時	9～17時	9～19時 (堺)9～17時	9～17時	休み
26日	27日	28日				
休み	9～17時	9～17時				

※出張相談コーナー開所日【表中の(堺)は堺経営者協会での出張相談です。】

②出張相談コーナー

開所日	時間	場所	電話番号
1月5日(木)	午前9時～午後5時	堺経営者協会(堺市堺区北花田口町3-1-15 東洋ビル4F)	072-226-2611
1月13日(金)	午前9時～午後5時	堺経営者協会(堺市堺区北花田口町3-1-15 東洋ビル4F)	072-226-2611
1月19日(木)	午前9時～午後5時	堺経営者協会(堺市堺区北花田口町3-1-15 東洋ビル4F)	072-226-2611
1月26日(木)	午前9時～午後5時	堺経営者協会(堺市堺区北花田口町3-1-15 東洋ビル4F)	072-226-2611
2月2日(木)	午前9時～午後5時	堺経営者協会(堺市堺区北花田口町3-1-15 東洋ビル4F)	072-226-2611
2月9日(木)	午前9時～午後5時	堺経営者協会(堺市堺区北花田口町3-1-15 東洋ビル4F)	072-226-2611
2月16日(木)	午前9時～午後5時	堺経営者協会(堺市堺区北花田口町3-1-15 東洋ビル4F)	072-226-2611
2月23日(木)	午前9時～午後5時	堺経営者協会(堺市堺区北花田口町3-1-15 東洋ビル4F)	072-226-2611

出張 相談

お気軽に
ご相談くだ
さい。

中小企業事業主の

みなさん

ご存知ですか？

悩める経営者の
チカラになります！



労働基準監督署において 出張相談窓口を開きます

【お問い合わせ先】

大阪府最低賃金総合相談支援センター

〒530-0043

大阪市北区天満2-1-30

電話番号：0120-939-248

出張相談窓口

日時	場所
2/1 (水) 9:00~17:00	泉大津労働基準監督署 泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪6階
2/7 (火) 9:00~17:00	大阪中央労働基準監督署 大阪市中央区森之宮中央1-15-10 大阪中央労働総合庁舎6階
2/8 (水) 9:00~17:00	堺労働基準監督署 堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎3階
2/21 (火) 9:00~17:00	天満労働基準監督署 大阪市北区天満橋1-8-30 OAPタワー7階